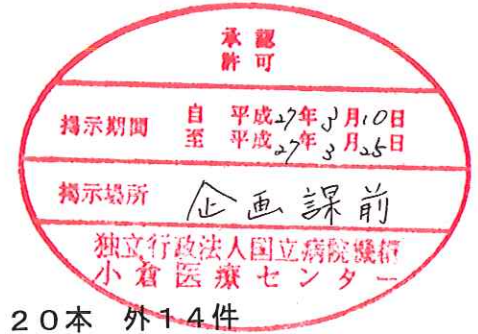


# 独立行政法人国立病院機構小倉医療センター物品調達のお知らせ

平成27年 3月10日

国立病院機構小倉医療センター院長



## 1. 調達内容

### 1) 調達件名

- A) 電球関係製品  
ツイン蛍光灯 昼白色 (FDL18EX-N) 20本 外14件
- B) ボイラー用物品  
清缶剤 (ボイラーメイト I S-201) 11Kg 入り 24箱 外 3件
- C) 手洗い用石けん液  
シャボネット (P-5 泡タイプ 500ml ホップ) 18本入り 140箱 外 2件
- D) 栄養管理室用物品  
パラピン紙 (パラフィン紙) 70\*70 YK-1100-05 180袋 外 2件
- E) トイレットペーパー (180m 巻き 60個入り) 248箱 (14,880個)

2) 調達件名の特質等 別紙のとおり

3) 契約期間 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日

4) 納入場所 小倉医療センター内

## 2. 契約条項、見積書交付する場所及び期間

場所：小倉医療センター 事務部企画課 契約係

期間：平成27年3月10日～3月25日 平日の9時～17時15分

## 3. 見積書提出の場所及び期限

場所：小倉医療センター 事務部企画課 契約係

期間：平成27年3月10日～3月25日 平日の9時～17時15分

## 4. 見積書及び品目内訳等の作成・提出の概要

### 1) 見積方法

3. の場所及び期間までに2. の見積書を品目内訳と併せて提出していただきます。

見積書及び品目内訳は日本円により、1. の調達内容に係る品目1数量当たり提示単価をお見積り下さい。いずれも、付随費用及び消費税はすべて織り込んだ価格での提示をお願いします。

### 2) 作成・提出方法

品目内訳は、当院が示すデータファイルを使用し、Windows 版 Excel で支障なく開けるように作成すること。その際、データの変更(行・列の削除、データの並び替え等一切の変更)は絶対に行わないこと。なお、データファイルに記載されている予定数量は、各品目毎、平成26年4月～平成27年1月までの当院実績を基に算出した契約期間における予定数量である。

## 5. 見積書の無効

次の見積書については、無効となりますから、提出の際は十分に確認をお願いします。

- (1) 見積年月日、法人名称・住所（支店・営業所の場合は同名称・住所）、代表者職氏名の記載漏れ、誤り及び代表者の押印のないもの
- (2) 見積首標金額が訂正してあるもの及び不正確なもの
- (3) 複数の見積書を提出した場合は当該見積書の全部
- (4) 見積書の積算に誤りがあるもの

## 6. 契約交渉権者及び契約価額の決定

提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内で最低の見積額を提示した方を契約交渉権者（複数の場合は見積額に従い交渉順位を付す。また、同価額の見積が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。）とし、契約価額を交渉により決定します。第一交渉権者には、第一交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知します。第一交渉権者との交渉が不調となった場合、次順位交渉権者に交渉日時を通知します。交渉場所はいずれも当院応接室、交渉出席者は1名となります。なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなります。

- ①他の交渉権者の交渉を妨害した場合
- ②交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合
- ③他の交渉権者と連合した場合は関係交渉権者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。）
- ④理由なく交渉を拒否した場合
- ⑤整然・平穏たる交渉を破った場合
- ⑥通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合（その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当）
- ⑦交渉中に辞退を申し出た場合
- ⑧当初見積額を下回る価額を提示しない場合でその理由を説明できない場合
- ⑨当院調達担当者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
- ⑩交渉開始日から起算した10日目の16時までに契約価額が決定しなかった場合以下、交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い漸次交渉日時を通知しますが、当院長が、これ以上の交渉を行っても契約価額決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨当院事務部掲示板に掲示します。

また、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後に執行される契約手続は新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除といった不利益は行われません。従って、契約手続の方法、参加者の選定等は改めて計画することとなります。ただし、上記①～④に該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティーを課す場合がありますのでご注意ください。

## 7. 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から\*2週間以内にお願いします。この受付期間経過後についての苦情は受け付けられませんのでよろしく願いいたします。また、受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情はお受けできませんので併せてご承知おきください。

## 8. 結果発表

契約交渉が整った場合は、国立病院機構小倉医療センターに係る当該契約の予定者の名称について当院事務部掲示板に掲示します。

## 9. その他

1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2) 契約保証金 免除

3) 契約書作成の要否 要

4) 納品の方法

小倉医療センター内で、当院調達担当者の指定する場所に直接物品を納品することが出来る者であること。運送業者等での納品は原則不可とする。

5) 照会先

小倉医療センター事務部企画課 担当 宮武 電話：093(921)8881 内線 302

照会期間は本日から見積書提出までの間、対応は平日の9時～17時15分とします。

以上